

令和5年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

○大島生活衛生課長

定刻となりましたので、これより、令和5年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。

私は、神奈川県食の安全・安心推進会議の幹事会で幹事長を務めております、生活衛生課長の大島です。本日、全体の進行役を務めますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様方のお席にはマイクを設置しております。マイクは声に反応して自動でスイッチが入りますので、ボタンを押さずにそのままの状態でもマイクに近づいて御発言いただきますようお願いをいたします。それでは、審議会の開会にあたり、神奈川県食の安全・安心推進会議座長の首藤副知事に代わりまして、神奈川県健康医療局生活衛生部の小笠原部長から御挨拶を申し上げます。

○小笠原生活衛生部長

生活衛生部長の小笠原でございます。本日は、年末も押しせまっている中、委員の皆様には、第2回神奈川県食の安全・安心審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

例年ですと、この第2回審議会は年明けの2月頃に開催しておりますが、今年度、委員の任期を見直したことによりまして、前倒してこの時期の開催とさせていただいております。

この時期でございますので、少し1年間を振り返ってみたいと思います。9月には青森県の駅弁製造会社が製造した弁当で、患者さんが全国で500名を超える食中毒事件が発生しました。この事件は、弁当から黄色ブドウ球菌とセレウス菌が検出されたということで、その駅弁製造会社が外部に委託した米飯の温度管理が不徹底だったということが原因であったと推定されております。

また、11月には茨城県の観光果樹園で試食のリンゴを提供し、腸管出血性大腸菌O157の食中毒が起きてしまいました。なぜこのような施設で食中毒が起きたのかというような事件も発生しており、改めて食品を取り扱う施設での基本的な衛生管理の徹底というのが、重要だと思っております。

他にも、県内の事件では、食肉加工業者が学校給食に納入した豚肉の産地偽装の問題があったり、全国的な話としては、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大によって卵不足が生じたことで今でも値段が高止まりしているなど、食にまつわるニュースがたくさんございます。食の安全・安心の確保というのは、最も優先して取り組まなければならない事項でございまして、私もその一端を担うものとして身が引き締まる思いでございます。

本日のこの会議では、来年度の食の安全・安心行動計画の現段階での案をお示しさせていただきたいと思っております。また、現在の委員の皆様が任期がこの12月末をもって満了となりますので、次期委員の公募についても、御報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、これまで大変貴重な御意見をたくさんいただいておりますことを改めて御礼申し上げます。本日の会議におきましてもどうぞ、忌憚のない御意見をいただきまして、より良い食の安全・安心の確保の推進に向けた取り組みを進めて参りたいと思っております。本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

○大島生活衛生課長

ありがとうございました。

神奈川県食の安全・安心審議会規則第5条第2項により、本審議会の定足数は過半数となっております。本日は16名の委員の皆様のうち、現在14名の方々に御出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。なお、磯崎委員、花田委員からは、本日、所用により御欠席の連絡をいただいております。

本日の会議は、県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、会議及び会議記録については公開となっておりますので、御了承ください。

次に、資料の確認をお願いします。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの阿久津と申します。よろしくお願ひいたします。本日の資料ですが、事前に御検討いただくため、12月19日付けで同じものをお送りしております。

お配りしている資料ですが、まず、次第です。裏面が審議会委員の名簿となっております。その次が、資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和6年度版）（令和5年9月末現在）（案）」、資料2「かながわ食の安全・安心行動計画主な変更箇所」、資料3「神奈川県食の安全・安心審議会委員の公募について」です。続きまして、参考資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）（令和5年9月末版）実施結果」、参考資料2「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）」、参考資料3「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」、参考資料4「神奈川県食の安全・安心審議会規則及び傍聴要領」になります。また、事前にお配りしていない資料としまして、座席表と「公募委員募集のリーフレット」になります。以上でございます。

○大島生活衛生課長

資料で不足しているものはございませんでしょうか。

よろしければ、これ以降の進行につきましては、木村会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○木村会長

それでは、お手元に配付してあります会議次第に基づいて、議事を進めて参りたいと思います。

本日の進行ですが、まず、議題の「かながわ食の安全・安心行動計画（令和6年度版）（令和5年9月末現在）（案）」について、事務局から説明をいただきまして、その後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○生活衛生課 國友技幹

生活衛生課食品衛生グループの國友と申します。それでは資料の説明をさせていただきます。

「かながわ食の安全・安心行動計画（令和6年度版）（令和5年9月末現在）（案）」につきまして、資料1と資料2を使って御説明いたします。資料1は、来年度の計画の現時点での案になります。資料2は、今年度計画と来年度計画（案）の主な変更箇所をお示ししたのになります。

資料1の1ページから2ページを御覧ください。神奈川県では、平成21年7月に、県民の健康を保

護し、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とした「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」を制定いたしました。そして、この条例に基づき、「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」を令和4年3月に策定しています。指針は、食の安全・安心の確保に向けた、令和4年度から6年度の中期的な目標、施策の方向を定めたものになります。行動計画は、第5次指針に基づいて、単年度に実施する具体的な事業計画となります。令和6年度計画について、基本的な取組内容に変更はございません。

続きまして、資料1の3ページから6ページを御覧ください。「令和6年度食の安全・安心の確保に向けた取組みの事業体系図」を示しております。事業は、「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」と「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」の大きな2つの柱で構成されています。その下に、これを達成していくために必要な10の施策を掲げております。事業体系図の中で1箇所変更点がございます。資料2の1ページ上段を併せて御覧ください。資料1の4ページ目、事業体系図の一番上の部分、黒字に白文字の「5 食品営業者等における自主管理の促進」の部分に変更がございまして、「(3) 学校における自主管理の促進」にありました「学校給食における食材の放射性物質検査の実施」を削除しました。学校給食における食材の放射性物質検査は、もともと平成28年度まで県で事業を実施していましたが、平成29年度以降は、市町村から要望を募り、要望のあった市町村に機器を貸し出す形で実施してきました。しかし、平成30年度以降、市町村からの貸し出しの要望がないため、当該事業を廃止するものです。

続きまして、各事業について、資料1の7ページを御覧ください。7ページから13ページにかけては、1つ目の大きな柱、「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」の中の、生産段階における取組みになります。「1 生産者等における自主管理の促進」における、「(1) 農業者の自主管理の促進」の「GAP（農業生産工程管理）の実践支援」、「(2) 畜産農家の自主管理の促進」の「ア 家畜の飼養衛生管理の助言・啓発」、「イ 家畜の生産履歴情報の記帳促進」、「(3) 漁業者等の自主管理の促進」の「ア 水産物の鮮度保持対策の支援」、「イ 漁業者等への衛生管理の助言」、「ウ 漁港における衛生対策の充実」について、取組み内容に変更はございません。

続きまして、資料1の8ページから11ページと、資料2の1ページ中段を御覧ください。「2 生産者等に対する指導等の実施」における「(1) 農業者等に対する指導等の実施」の「農薬の適正使用の推進」について、今年度と同様の取組みを行います。「(2) 畜産農家等に対する指導等の実施」の「ア 動物用医薬品、飼料の適正使用の推進」、「イ 家畜の衛生検査」についても、今年度と同様の取組みを行います。「(3) 漁業者等に対する指導等の実施」の「ア 水産用医薬品の適正使用の指導」と「ウ 貝毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査」については、今年度と同様の取組みを行います。「イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査」については、来年度は、過去10年間において、水産用医薬品残留検査で基準値を超えた検体が発生していないため、検査回数を見直しました。なお、県内の給餌養殖を行う漁業関係者に対し、魚病の治療、適正な飼育方法及び医薬品の適正な使用について、引き続き指導を行ってまいります。「(4) 農林畜水産物等の放射性物質検査及び指導の実施」の取組み内容に変更はございません。

続きまして、資料1の11ページから12ページと、資料2の1ページ下段から2ページ上段を御覧ください。「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」における「(1) 農業者等に対する助言・指導等に係る人材育成」、「(2) 畜産農家等に対する助言・指導等に係る人材育成」、「(4) 食の安全・安心に配慮した農畜水産物の生産技術等の調査研究」については、今年度と同様の

取組みを行います。「(3) 漁業者等に対する助言・指導等に係る人材育成」に変更箇所がございます。

「漁業者等に対する衛生管理に関する研修の実施」の対象者の文面を、貝類養殖等を実施する「漁業者グループのリーダーに対し」から、貝類養殖等を実施する「漁業者に対し」にし、文言を整理しました。内容自体に変更はございません。

続きまして、資料1の12ページから13ページを御覧ください。「4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止」の「ア 交雑等の防止の推進」、「イ 立入検査等の実施」、「ウ 情報提供、助言、指導等の実施」について、取組み内容に変更はございません。

続きまして、14ページからは、「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」の中の、製造・輸入・調理・販売段階における取組みになります。資料1の14ページから16ページと、資料2の2ページ中段を御覧ください。「5 食品営業者等における自主管理の促進」における、「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」の「ア 衛生管理等の促進」、「イ 食品衛生責任者等衛生講習の実施」、「ウ 食品衛生自主管理の促進活動の支援」、「エ 流通・販売業者への情報提供等」及び「(2) と畜場における自主管理の促進」について、本年度と同様の取組みを行います。「(3) 学校における自主管理の促進」について、先ほど、事業体系図のところでお話したとおり、「学校給食における食材の放射性物質検査の実施」の項目を削除しております。他の「ア 学校給食における食品の腸管出血性大腸菌O157検査等」及び「イ 教職員等対象の研修講座開催」は今年度と同様の取組みを行います。

続きまして、資料1の16ページから21ページと、資料2の2ページ下段を御覧ください。「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」における「(1) 食品営業施設等に対する監視指導」について、取組み内容に変更はございません。「(2) と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導」の「ア と畜場等の監視指導」について、計画数に変更があります。これは、食肉衛生検査所が実施すると畜場等への監視指導について、許可ではなく営業届出となった「食品の冷凍冷蔵業」の施設は、危害が少ないため監視頻度を減ずる代わりに、許可施設の食肉処理業について、より丁寧に監視指導を行うために見直しを行うものです。「イ 食鳥処理場等の監視指導」について、変更はございません。「(3) と畜場における衛生検査」の「ア 食肉の検査」、「イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査」、「ウ BSE検査」について、今年度と同様の取組みを行います。

「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」の「ア 食品等の検査」について、来年度の流通食品等の抜き取り検査件数を調整中としております。これは食品衛生法の改正により、すべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられてから3年が経過しまして、制度も浸透してきましたので、それを踏まえて、例えば、全国流通しているような国産品について、今まではスーパーなどの流通拠点から、年間で600件以上抜き取り検査を行ってきましたが、HACCPに基づく衛生管理をしっかりと実施しているような工場から出荷された製品については、検査数を減ずるなど、効果的かつ効率的な検査の実施を現在検討しているためです。違反事例が多いものや、県民の関心が高いものについては、引き続き検査を行ってまいります。「イ 食品検査の信頼性の確保」、「ウ いわゆる健康食品の検査」については、取組み内容に変更はございません。「(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組み」の「ア 加工食品等の放射性物質検査」についても、先ほど御説明したのと同様の理由から、来年度の検体数を調整中としております。「イ 食品中の放射性物質検査を実施している市町村との連携」について、取組み内容に変更はございません。「(6) 輸入食品の安全性確保を推進する取組み」の「ア 食品等輸入事業者への情報提供」について、取組み内容に変更はござい

ません。「イ 輸入食品の抜き取り検査」について、先ほど御説明したのと同様の理由から、来年度の検体数を調整中としております。「(7) 食品等の自主回収の届出制度の徹底等」の「ア 食品等の自主回収の届出制度の運用、県民に対する周知」、「イ 食品等の自主回収の届出時の指導等」について、取組み内容に変更はございません。

「(8) 違反発見・苦情相談時の対応」について、「ア 違反発見時の対応」、「イ 苦情相談時の対応」ともに取組み内容に変更はございません。適切に対応してまいります。

ここで、今年度の違反事例としまして、新聞報道などですでに御存じかと思いますが、県内業者による学校給食向けに納入した豚肉の産地偽装について、御報告いたします。事の発端は、川崎市教育委員会が、学校給食用に国内産と指定して発注した豚肉について、検査機関にて安定同位体比分析検査を実施したところ、外国産であることが判明したことからでした。川崎市から食品表示法の品質事項に関する疑義情報を受けて、県が立入調査を行いました。豚肉の入荷伝票と出荷伝票の突合せや関係者への聞き取り調査により、産地偽装の違反事実を確認しました。食品表示基準では、外食や学校給食用に納入する業務用の食肉については、原産地の表示を行う必要はありません。今回の事案は、産地表示の義務はないものの、外国産のものに国内産という表示をしたために、製品の品質に誤認を与えるということで、違反となったものです。県としまして、食品表示法に基づき、指示・公表を行うことを検討してまいりましたが、業者から食肉加工施設の廃業届が提出されて、今後、食品の表示を行う事業を行わないこととなったため、県の食品表示法に基づく対応は一応終了しております。なお、川崎市教育委員会とともに、神奈川県警へ相談をしており、本件について、神奈川県警が不正競争防止法違反容疑で捜査中と聞いております。豚肉の産地偽装についての御報告は以上になります。

資料の説明に戻りまして、資料1の21ページから22ページを御覧ください。「7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」における「(1) 食品営業者における指導的立場の人材育成」、「(2) 食品衛生監視員等に対する研修」の「ア 食品衛生監視員研修」、「イ と畜検査員研修」、「(3) 食の安全・安心に関する調査研究」の「ア 先行調査、モニタリング調査」、「イ と畜場における調査研究」について、取組み内容に変更はございません。

次に、資料1の22ページから24ページと、資料2の3ページ上段を御覧ください。「8 食品表示の適正の確保の推進」における、「ア 相談窓口による対応」、「イ 食品の適正表示の啓発」、「ウ 食品表示法（衛生事項及び品質事項）に基づく食品表示の指導」、「エ 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示の指導」、「オ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく食品の不当な表示の指導」、「カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく食品表示の指導」、「キ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく指導」、「ク 食品表示に係る抜き取り検査」の取組みについて、変更はございません。「ケ 食品表示に関する情報発信」について、食品表示に特化したセミナーである「食品表示セミナー」をリード文に明記しました。内容は変更ございません。「コ 食品表示に係る情報提供の促進」についても、取組み内容に変更はございません。

続きまして、資料1の25ページから28ページと資料2の3ページ下段を御覧ください。ここからは、2つ目の大きな柱「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」についてになります。

「9 情報の共有化の推進」における「ア かながわ食の安全・安心基礎講座等の開催」、「イ 出前講座等の実施」について、今年度と同様の取組みを行います。「ウ 食の安全・安心に関する情報発信等」について、「(ア) ホームページの充実」、「(ウ) 食品等の検査結果等の公表」、「(エ) 食品中の放射

性物質の検査結果の公表」について、今年度と同様の取組みを行います。「(イ) ソーシャルメディアの活用」についてですが、ツイッターの表記をX (旧 Twitter) に変更しました。内容自体に変更はございません。「エ 小学生への食の安全・安心の情報提供」、「オ インターネットアンケート等を活用した情報提供」、「カ 食品関連事業者の自主的な取組みの情報提供」、「キ 食育の推進に関する施策と連携した情報提供」、「ク 相談窓口による対応」、「ケ 県内保健所設置市及び国の機関との情報共有」、「コ 県内市町村と連携した情報提供」、「サ 食中毒等の注意喚起」について、取組み内容に変更はございません。

28 ページから 29 ページを御覧ください。「10 関係者による意見交換の促進」における「ア かながわ食の安全・安心キャラバンの開催」、「イ インターネットアンケートを活用した意見募集」、「ウ 県民からの意見・提案の募集」について、今年度と同様の取組みを行います。

資料 1 の巻末 30 ページから 36 ページにかけては、参考資料として用語集を載せております。資料 1、資料 2 の説明は以上になります。

○木村会長

どうもありがとうございました。それでは、この行動計画は「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」に基づくものですので、審議会から意見を述べたいと思います。挙手をいただいて、御意見、御質問等を委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。山口委員、お願いします。

○山口委員

丁寧な御説明ありがとうございました。大変よく理解できました。2 点ほど教えていただきたいことがございます。資料 1 の 25 ページです。私は、リスクコミュニケーションが非常に大事なことだという認識を持っておりますが、「イ 出前講座等の実施」に、「県民からの要望に応じて講師を派遣します」と記載されています。実際にどのような団体等に講師を派遣したのか、その事例を紹介していただきたい。私の関係者からも講師を派遣してもらいたいという意見を聞いており、どんな形で、講師派遣をしているのか教えていただきたい。

それから、もう 1 点ございます。資料 1 の 28 ページに、「イ インターネットアンケートを活用した意見募集」とありますが、このアウトプットとして、どのような施策の中で具体的に展開されたのかを教えていただければと思います。以上です。

○木村会長

どうもありがとうございました。2 つ御質問をいただきました。順番にお答えいただければと思います。1 つ目は 25 ページの「イ 出前講座等の実施」というところですが、具体的にどのような団体から要望があったのか、もしくは事例があったのかということについて、お教え願いたいということでした。事務局よろしくお願いします。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御質問ありがとうございます。お答えいたします。出前講座というのは、県庁ではなく、保健福祉事務所に食中毒予防の話や正しい手洗いの方法を実際に教えていただきたいという要望があり、対応

しております。出前講座を希望される団体は、今手元に資料がないので記憶の範囲となりますが、自治会や学校であったように記憶しております。以上となります。

○木村会長

ありがとうございました。山口委員、今の回答でよろしいでしょうか。

○山口委員

はい、ありがとうございました。

○木村会長

それでは2つ目の質問は、28ページの「インターネットアンケートを活用した意見募集」についてでしたが、私がかうまく聞き取れなかったもので、もう一度御質問いただけますか。

○山口委員

はい、インターネットアンケートで具体的に出てきたアウトプットで、何か政策上に効果があったのか、あるいは盛り込まれたことがあったのかということを知りたいと思いました。確か私の在任中に4回ぐらいやられていて、私の知っている限りのところに協力を依頼したので、そのアウトプットのインプリメンテーションがどうなっているのかということでお聞きしました。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。インターネットアンケートで意見募集を行っているが、具体的な効果というかアウトプットがどうなっているかという質問です。事務局よろしくお願ひします。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

インターネットアンケートは年度に2回実施しています。そのアンケートの内容としましては、食の安全・安心の事業を進めるにあたって、県民の皆様がどういったことを知りたいと思っているのか、どういったことに興味をお持ちになっているのかという内容となります。結果につきましては、取りまとめた後、ホームページで公表をしております。そして、いただいたアンケートの結果を参考に、次年度の「かながわ食の安全・安心基礎講座」や「食品表示セミナー」などの内容や、より効果的に県民の皆様に必要な情報を提供する方法等の施策を考えているところでございます。以上です。

○木村会長

ありがとうございました。山口委員、今の回答に対して、よろしいでしょうか。

○山口委員

はい。どうもありがとうございました。

○木村会長

それでは、その他の委員の皆様から御質問もしくは御意見ございますでしょうか。萩原委員、お願

いします。

○萩原委員

萩原でございます。普段、食の現場に近いところで、いろいろ動いていますが、今回は、県民の立場でということで、質問させていただきます。専門の先生方がいらっしゃるの、その観点でお聞きしたいと思います。まずは、今回は令和6年度の行動計画ということですが、令和5年度との比較も含めて、これだけの仕事をやっておられると、非常に頭が下がる思いで、伺っていました。2点ほど教えていただければと思います。1つは、説明資料1の18ページ「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」という項目です。令和5年度のと組みと特に大きな変更はないという御説明だったと理解しています。その中で、例えば、いわゆる健康食品について、特段、監視の方法や検査検体数について変更ないとなっています。薬事法のことなど専門的なことは分かりませんが、昨今いろいろなニュースを見ると、日常的に家庭で食するような食品以外のもの（いわゆる健康食品など）や、若い方々が愛好しているようなものにおいて、いろんな社会問題が発生していると認識しています。そういった分野の食品にフォーカスをあてて、除去や検査をする検討をしているのか、教えていただきたい。

それからもう1つは、資料1の21ページです。令和5年度と変更ないので気がつきませんでした。が、「(8) 違反発見・苦情相談の対応」の白丸の3つ目のところに、フードディフェンスという言葉が入っています。日頃の食品の現場で、うっかりしたミスがあった場合に、食品安全が脅かされるということについては、かなり周知されていると思いますが、諸外国を見ると、意図的なフードテロが起きており、だんだんフードディフェンスにフォーカスするような流れがあります。令和6年度の具体的な取組みの内容とは、直接関係ないのかもしれませんが、ここでフードディフェンスって言葉が出てきていたので、法整備はともかくとして、そういう視点での監視や指導を行うお考えをお持ちなのか、或いは何か検討されているのかということをお教えください。

○木村会長

どうもありがとうございました。最初の質問は、説明資料1の18ページ「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」のところ、特に健康食品等で新しく社会的な問題になるような事案も全国的には出てきているが、この辺りについてどうお考えかという御質問でした。事務局よろしくお願ひします。

○諸角薬務課長

薬務課長の諸角と申します。今の委員の御質問は、社会問題となっているものということですので、昨今、新聞報道等でいろいろに賑わっているいわゆる大麻グミに関する、その類の対策という御質問という理解でよろしいでしょうか。

○萩原委員

それも含めです。

○諸角薬務課長

いわゆる大麻グミの問題につきましては、グミに入っていたというのが非常に強調されていますけれども、そもそもは、グミといった食品だけではなく、電子タバコに用いるような製品にも、いわゆ

る大麻の主成分の化学構造式を少し変えた類似の薬物を、そういったものに入れて、売っていることや、それがそうとは知らずに使用してしまうことが問題だと思っています。このような問題につきましては、いわゆる医薬品医療機器等法、昔でいう薬事法で、規制されている薬物ではないけれども、規制されている薬物の化学構造式を一部変え、人に健康被害があるようなものについては、厚生労働大臣の指定薬物に指定して、国で規制しております。この内容については、薬務課で薬物乱用防止対策として行っているところでございます。このような回答でよろしいでしょうか。

○萩原委員

結構でございます。質問の趣旨が不明確になってしまいましたが、流通品の検査をする際に、今年はこのところを重点的にやろうとか、いろんな問題があったこのカテゴリからやろうというような着眼点、特に意識されていることはありますかという、一般論的な質問でしたが、丁寧に専門的なことを教えていただき、ありがとうございました。

○木村会長

それでは、萩原委員の2つ目の質問ですが、資料1の21ページになります。この「(8) 違反発見・苦情相談の対応」というところで、「フードディフェンスの取組み」という言葉がありますが、何か特段の考え方等があるかという御質問だと思います。事務局いかがでしょうか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

お答えいたします。フードディフェンスの取組みにつきましても、例年どおりということで、何か新しいというものはありません。ただ一方で、新しいことがなくても、ずっと同じことを、行政としても、講習会等の場を活用して、きちんと営業者の方に、気をつけてくださいということを伝えています。例えば、作業着の規定で、異物混入対策としてポケットがない作業着にすることや洗剤等化学物質の管理について、誤ってお客様に提供してしまうことを防ぐために、洗剤を食品のペットボトルに入れないこと等を講習会や監視指導の際など色々な機会をとらえて話をさせていただいております。それでも同じような事故や異物混入の事例が発生していますので、新たな取組みというよりは、今までやってきたことをこれからも丁寧にやっていくということで、引き続き、計画に入れています。以上となります。

○木村会長

ありがとうございました。萩原委員、よろしいでしょうか。

○萩原委員

はい。

○木村会長

それでは、その他の委員の方、いかがでしょうか。高本委員、お願いします。

○高本委員

前回、発言できませんでしたので、質問させてください。全般的な質問を1つと個別の質問1つになります。全体的な質問は、今年、コロナが5類に移行して、人の動きも非常に活発となり、この年末の忘年会でも、飲食店が非常に賑わっているという中で、この食の安全・安心に関して、皆さん本当に日々いろんなところで、汗をかかれていますかと思いつつ、ありがたい思いで聞いておりました。皆さんの仕事もまた忙しくなっているのかなと感じています。

この計画は、3カ年の指針に基づいているので、この間は丸々コロナに入っている状況で、コロナ禍の状況を考慮した内容になっていると想像しています。しかし、今年、来年と昨年とコロナ環境が変わったのに、全般的には前年と同じ取組みでよろしいかどうか。例えば、検査や講習会の回数をコロナ以前の回数に戻すとか、人の流れや食品提供環境が変わっていく中で取組みを変えたとか、こういう工夫をしていますということがあれば教えていただきたいというのが1点でございます。

もう1点は、資料1の27ページの「食育のための食品安全リーフレットの発行」のところで、本年度の計画で、リーフレットの配布希望があった学校に配布するということですが、実際には何校ぐらいいあるいは何部ぐらいい配布されたのか教えていただければと思います。

○木村会長

はい、ありがとうございます。1つ目の質問、コロナ対策との関連で、今、コロナ明けのところ、計画に変更があるのか、ないのかという質問です。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御質問ありがとうございます。コロナ前とコロナ後ということで、計画自体に大きな変更はございません。食の安全・安心というのは、継続してやらなければいけないことなので、コロナ禍だからやらなくていいということではなく、コロナ禍であっても、様々な計画を立ててやってきたところではありました。しかしながら、コロナ禍を理由に達成できないこともありましたので、達成できなかったところについて、きちんと立てた計画を達成していきたいと思っております。コロナ禍の中で新たな取組みとして始まったオンラインでの「かながわ食の安全・安心基礎講座」であるとか、営業施設の食品衛生責任者の方へ行政側から新たな情報等を提供する食品衛生責任者実務講習会をeラーニングで行っていますので、これは継続させていただきます。一方で、やはり対面で、その場でリアルタイムのお話を聞きたいですとか質問をしたいというようなこともありますので、以前のように対面での講座や講習会を行うことを復活させるところも1つあるかなと考えております。

○木村会長

ありがとうございます。高本委員、よろしいでしょうか。

○高本委員

私たちの仕事もそうですが、コロナ禍でいろいろとリモートでやった分をうまく取り入れるなど、大分変わってきているので、今御説明いただいたようにやっていただくと、非常によろしいのかなと思われました。ありがとうございます。

○木村会長

それでは、2つ目の質問ですが、資料1の27ページにある小学生へのリーフレットの配布部数についての御質問です。事務局いかがでしょうか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

配布部数というのが手元の資料にないのですが、配布した学校数としましては775校になります。昨年度、ペーパーでの配布を不要と回答した学校について、把握をしてくださいというお話をいただいたところでしたので、確認をしたところ、学校で1人1台タブレットになったり、学校のSDGsの取り組みで紙は要りませんというようなお話をいただきましたので、配布部数は減少傾向にあると思います。ただ配布を希望しない学校につきましても、県のホームページに掲載をしましたというお知らせをして、授業の場等で御活用いただくようお願いはしているところでございます。以上です。

○木村会長

ありがとうございます。高本委員、いかがでしょうか。

○高本委員

775校というのは、カバー率としては、例えば8割ぐらいの学校に配ったことになりますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

分母となる全学校数の数字が手元に資料がないので、分かりません。

○高本委員

今、GIGAスクール構想で、紙というよりも端末を配布しているので、そういうところにうまく取り入れて、市町村教育委員会と連携を取りながらやると、子供たちへの訴求力がより増していくのかなという感じもします。ぜひ、そういう方向も検討していただければと思います。よろしく願います。

○木村会長

高本委員ありがとうございました。それでは、その他の委員の方、いかがでしょうか。矢野委員、お願いします。

○矢野委員

はい。まず、1点質問をさせていただき、これにお答えをいただいてから、意見を述べたいと思います。こちらの参考資料1は、「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）」の令和5年9月末版となっています。ということは、ここにある様々な数字は、全部9月末までの実績として受けとめてよろしいでしょうか。

○木村会長

9月末の数字かという御質問ですが、今、お答えいただけますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

こちら実施結果ということで、9月末の実績ということになります。

○矢野委員

ありがとうございます。まず、それに関して確認が1点あります。参考資料1の12ページ「いわゆる健康食品の検査」に「計画構成見込み」との記載がありますが、「計画達成見込み」の誤字でよいでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

誤字です。失礼いたしました。

○矢野委員

分かりました。私はその誤字が気になったわけではなく、実際は20検体の計画をしながら、9月末時点では、0検体ということが気になりました。先ほどからのお話もありましたが、施策というのは継続性を非常に重要視すること、本当に丁寧に進めなくてはならないことは、よく分かります。しかし、今年度中には達成見込みだと考えた時に、すごく気になるのは、9月と言いながら、やはり最後の最後のところで、数字合わせをしているような感触を受けました。この健康食品の検査だけではなく、「計画達成見込み」と記載されていると、そういうふうに読まれてしまう可能性もあるのではないかということです。なぜ現時点で、今いろいろと問題になっている健康食品が、9月末までで検体ゼロなのではないかということが少し気になりました。これは具体的なことなので、今お答えくださいという意味ではありませんが、これでよいのかという意味です。

その上で、1点質問をしたいと思います。高齢者も、若い人も、子供たちも含め、我々県民誰に対しても落ちこぼれない施策をする必要があると私は感じています。今回も、SNSのように利用できるものを大いに利用した方がいいと思っています。しかしながら、この参考資料を見ると、まだ9月までの数字だからとお答えになるかもしれませんが、前年度、前々年度の相談件数に比べて、今年度の相談件数が結構減っているような気がしています。そういったことを考えると、あまり県民に声が届いていないのではないかと思います。県民の声に非常に丁寧に向き合って、県民の声をいろいろ拾うことを、本当に目指していることはよく分かりますが、現実はどうなのかということです。現実はいくまでも、例年どおりのものを、本当に粛々と進めていると思います。1分間で、今年度、神奈川県として、新たにやりたいことをお答えくださいと言われたらどうしますかということです。この「かながわ食の安全・安心行動計画」の中で1点目、新しいものや神奈川として打ち出したいことをどなたかにお答えいただきたいと思います。以上です。

○木村会長

はい、ありがとうございました。1つ目は質問ではないというお言葉ではありましたが、健康食品の検査に関して、9月末でまだ0検体ではあるが、「計画達成見込み」となっています。これは数字合わせではないかという疑問を持ちかねないということでしたが、これは事務局から、何らかの説明をいただくと皆さんもより分かりやすいと思います。

○諸角薬務課長

薬務課の諸角でございます。これは断じて数合わせということでないことは、御理解いただければありがたいです。年度計画で、調査、買い上げをして、それを県の検査機関で検査分析をするという流れになります。年間計画でスケジュールを立ててやっておりますので、現時点で、健康食品の検査につきましては、11月に検査機関に運び込んで、検査を実施しているところでございます。そのため9月末現在の数字としては、0検体という表記になっています。

○矢野委員

すみません。言葉を返すようですが、前年度は、検体が確保できなかったという理由で、1検体少なくなっています。このようなことが起こる場合もあるということですか。

○諸角薬務課長

20件分の枠を用意していても、中には買い上げしようと思ったら、業者が販売をしなかったというケースなどがあります。

○矢野委員

もちろん、このように目標数値を決めて、これを全部やるべきだという発想ではありません。やはり、必要に応じて、検体は、優先順位をしっかりと決めるべきだと思うので、この件については、分かりました。ありがとうございました。

○木村会長

はい、ありがとうございます。もう1つの質問がもう少し大きな質問で、従来からこの審議会でも議論になっている情報発信の問題です。リスクコミュニケーションとして、SNS等での情報発信を行っているが、どうも反応が今ひとつなのではないか、県民に声が届いていないのではないかということです。これについて、抜本的に何か方策があるかどうか、何か一言で県側の方から御説明いただければと思います。大きな質問なので、一言でなくても少し具体的に掘り下げて、御回答いただいても構いません。よろしくお願いします。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

ありがとうございます。昨年度の第2回目の審議会の中で、ソーシャルメディアの活用について説明させていただきました。その際に、委員の皆様からソーシャルメディアだけではなくて、広く色々なもの、色々なことを活用するという御提案いただいたところです。この県民の皆様への情報提供ということ、ずっと課題として捉えていて、抜本的な改革までは、まだ至っていません。しかし、そもそも県が食の安全・安心のホームページを作っていることを知らない方が多いのではないかと考え、まず、県のホームページを知らせていくところから始めたいという御説明をさせていただきました。その周知の方法として、大学の学園祭への出展があります。学園祭とはいえ、大学生だけではなく、地域の方やお子様からお歳を召した方までいろんな方が参加しています。その場で、県のホームページの2次元コード付きの色々な景品をお渡しつつ、県のホームページの案内をして、まずはホームページを見ていただくということに取り組んでいます。ただ、それがアクセス数につながっていないの

ではないかという御意見につきましては、おっしゃるとおりのところがございますので、さらに民間の方のお知恵もいただきながら、来年度に向けてまた新たに組みんでいきたいと思っているところでございます。以上となります。

○木村会長

はい、ありがとうございました。その他に県の方、事務局の方から御発言はないようですが、矢野委員、今の御回答でよろしいでしょうか。

○矢野委員

はい。ありがとうございました。ただ、決められたことを決められたとおり、ずっとやっていくことに加え、やはり何か、働いてらっしゃる方が、今年はこれをやるという思いをそれぞれの中で持っていたらと、県民としてはとてもありがたいと思います。以上です。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、まだ少し時間ありますので、他の委員の方、いかがでしょうか。それでは、眞鍋委員お願いします。

○眞鍋委員

17ページの「ア と畜場等の監視指導」のところについて、令和4年度と令和5年度は同じ580件となっていて、令和6年度は540件に減少するというので、危害分析を行ってより効率的な監視のための見直しという御説明があったかと思えます。危害分析という言葉が少し分かりにくいと思います。また、今年も目標を達成する予定なのに、なぜ減らすのでしょうか。この説明だとよく分からないので、もう少し詳しく説明をお願いします。

それから先ほど21ページの「ア 違反発見時の対応」のところ、川崎市の学校給食の豚肉の産地偽装の話がありましたが、偽装表示をした業者が廃業届を出したので、神奈川県としては行政処分をしなかったということでした。そんなに早く廃業届を出すものなのか分かりませんが、そこをもう少し詳しく知りたいと思います。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、2つ質問がありましたが、1つ1つお答え願います。1つ目は令和6年度のと畜場等の監視指導の件数が、580件から540件になっていることについて、なぜかということ、それから危害分析等の文章について、少し補足説明していただければと思います。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御質問ありがとうございます。17ページの「ア と畜場等の監視指導」にある*印で、「危害分析を行い、より効率的な監視のための見直し」と書かせていただいておりますが、御指摘のとおり危害分析という言葉が分かりにくいと思われましたので、この表現を検討させていただきたいと思えます。また、580件が達成できるのに540件に減らす必要があるのかという御質問についてですが、580件の内訳と

して、そもそものと畜場の監視以外に、と畜場内にある豚や牛の枝肉を保存する冷蔵庫や枝肉を分割して、取り扱いやすいサイズにする食肉処理業などの食品衛生法の許可施設や届出施設への監視が含まれています。ただ、冷蔵庫の監視をたくさん行って、件数を増やすよりも、その冷蔵庫の監視を減らして、実際に食肉を処理する場所、人の手がたくさん関わる場所の監視に時間を費やしていくことで、メリハリをつけて、必要なところを対象として監視をしていくこととなります。回数は減りますが、食肉処理業の監視を十分にやるということで、このような数字になっております。

○眞鍋委員

そうすると、580件や540件というのは、と畜場自体の監視件数ではなく、と畜場の中に、今御説明いただいた、いろんな場所があって、それらの監視件数を合計しているのですか。と畜場について、例えば5ヶ所あれば、5件とカウントしているということですか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

そうです。神奈川県域でと畜場は1ヶ所しかありませんが、この施設に対し、全体を確認したり、場所を決めて確認したり、何度も立入検査をいたします。

○眞鍋委員

それらの回数ということで、逆に言うと、冷蔵庫は何度も確認しなくても問題がないので、それよりももう少し危険性の高い場所を重点的に監視するということで、件数が減ることですか。そうですね、冷蔵庫に行く時間を処理業の監視に費やしましょうということ、はい、分かりました。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

そうです。冷蔵庫に行く時間を食肉処理業の監視に費やすということです。

○眞鍋委員

はい、分かりました。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。それでは2つ目の御質問ですが、21ページの「ア 違反発見時の対応」のところの説明いただいた豚肉の表示の問題についてです。行政処分にならなかった理由やその事業をやめ廃業届が出されたタイミングなど、もう少し具体的に、どういう経緯だったのか説明をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

はい。県が豚肉の加工業者に立入調査を行った翌日に、当該業者は、学校給食向けの食材の出荷を止めております。その後、1ヶ月も経たないうちに全ての食肉を扱う事業を止めるということで廃業届が出されました。もし、今後も営業するというのであれば、県は業者に対し、適正表示をしなさいという指示や、適正表示を行うための社内体制整備というような再発防止に向けた指示をする予定でした。しかし、廃業届が出され、業者が食品の表示を行う業務自体をやらないということになりま

したので、改善のための指示を行う対象がなくなってしまったということで、指示・公表は行わなかったということになります。

○眞鍋委員

そうすると、神奈川県から、そのような指示をする場合は、2、3週間以内ではなく、かなり時間が掛かるということですか。

○生活衛生課 國友技幹

違反と断定するまでには、ある期間の全ての伝票等の記録類を精査しまして、業者に対し、当該品の入荷量と出荷量の差異等の不整合な点を1個ずつ確認する必要があります。食中毒の調査と異なり、食品の産地偽装の調査は大変時間が掛かります。

○眞鍋委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、他の委員の方、いかがでしょうか。それでは、上野委員お願いします。

○上野委員

はい。私からは質問ではなく、資料2の一番上段にあります「(3) 学校における自主管理の促進」の「イ 学校給食における食材の放射性物質検査の実施」を削除したという説明で、説明の中ではその理由も述べていただいたので、納得できるものでした。現在、必要性がなくなってきたということだと理解しました。しかし、この資料が公開されて、この資料を見た方で、食の中でも学校給食は特に関心のある内容なのに、なぜ削除したのかと疑問を持つ方もいらっしゃると思います。そのような方もいるかと思うので、その理由をどこかに記載できるようにした方がよいと思います。資料1を見ていると記載がないだけですが、この資料2を見て、どう変わったのかを見る方からすると、なぜだろうと思うと思います。資料2の1ページの下の方にあります「漁業者グループのリーダー」から「グループのリーダー」を削除したというのは、何となく納得がいきますが、少し丁寧な説明があると、より理解されやすいかなと思います。コメントいたします。以上です。

○木村会長

はい、ありがとうございました。今の上野委員のコメントに対して、事務局の方から何か回答ありますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御意見ありがとうございます。上野委員のおっしゃるとおり、こちらの資料は今日の資料ということで、ホームページに公開する資料になります。この後、どういう形で説明を載せるのか検討させていただければと思います。県民の方に分かりやすい資料の作成に取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○上野委員

よろしく願いいたします。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。ではその他、鵜飼委員お願いします。

○鵜飼委員

説明ありがとうございました。資料2の1ページ「イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査」の説明で、今まで特段問題もなかったということを経由に、12検体を6検体に半減するということができた。これで安全・安心が確保できるという説明はどのようなのでしょうか。例えば、対象数が減ってきたという理由であれば、多少理解できるのですが、これまで問題がなかったのに、12検体を6検体に変えるという理由がどのようなのでしょうか。それで、安全・安心が確保できるということについて、御説明いただきたいと思っております。

○木村会長

はい、鵜飼委員、ありがとうございました。資料2の1ページ「イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査」の検体数について、12検体を6検体にして大丈夫ですかという御質問です。

○山本水産課長

水産課からお答えいたします。この検査につきまして、過去10年間、医薬品の残留検査を実施しておりまして、基準値を超えた検体が1件も発生していないということがございます。そうしたことから検査を受ける側の負担等を考慮しまして、検査回数を見直しております。また、それに伴いまして、県では、医薬品を使う事業者の方への指導を徹底して行っております。例えば、魚病の治療や適切な飼育方法、薬品類の適正な使用について、水産技術センターで指導を行っております。そういった観点から12検体を6検体に減らしたということがございます。以上です。

○木村会長

はい、ありがとうございます。鵜飼委員よろしいですか。

○鵜飼委員

安全を確保できるということですのでよろしいですね。

○山本水産課長

そのように認識しております。

○木村会長

はい。それでは、大分時間もなくなってきました。まだ、御意見御質問があれば、お願いしま

す。下島委員よろしくお願ひします。

○下島委員

はい。私は放射性物質のことで教えてください。資料1の19ページの「加工食品等の放射性物質検査」で、令和6年度計画の70検体が調整中というのは、増やそうと思っているのか、減らそうと思っているのか、どちらでしょうか。また、加工食品等ということですが、県内に流通する農水畜産物の検査もこの中には含まれているのか教えていただきたいです。ALPS処理水の海洋放水が始まって、中国がホタテを輸入しなくなるというニュースを専門家でなくても一般の人たちも耳にしている、気にしていると思うので、教えていただけますでしょうか。

○木村会長

はい、ありがとうございました。資料1の19ページの「加工食品等の放射性物質検査」のところの検体数が調整中となっている点について、補足説明いただけますか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

御質問ありがとうございます。こちらの検体数を調整中としていますが、東日本大震災から10年以上が経過していることもあり、検体数を減らす方向で考えております。こちらの70検体というのはいわゆる加工食品ということで、複雑な加工ではなく、例えば、お米を加工したお餅等について、流通品の検査をしてきたところでございます。ただ、今、委員の方から水産物のお話がありました。水産物は加工食品には含まれていませんが農林畜水産物につきましても、年数が経過したということで見直しの対象にする形で考えているところでございます。

○下島委員

農林畜水産物の検査については、資料1の11ページに、県内産についての計画がありますが、県外産、例えば、東北地方の魚など流通しているものについては、産地で検査をしているはずという理解でよろしいのでしょうか。

○生活衛生課 阿久津グループリーダー

補足いただき、どうもありがとうございます。それもそうですが、一方で、神奈川でも継続して検査しています。参考資料1の5ページに今年度9月末現在の結果を載せています。こちらは加工食品を含まない農林畜水産物の検査になります。こちらはある程度、維持していきたいと考えているところでございます。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。時間が大分迫ってまいりましたので、あと、1つか2つぐらい御質問等をお願いします。齋藤委員よろしくお願ひします。

○齋藤委員

資料1の16ページ「イ 教職員等対象の研修講座開催」について、学校の中では校長、教諭がとて

も忙しい中で、どのような研修講座を開催しているのかというのと何回ぐらい開催しているのかを教えてください。

○木村会長

はい、いかがでしょうか。資料1の16ページ「I 教職員等対象の研修講座開催」が、どのような内容で何回ぐらいやっているかという質問です。

○磯貝保健体育課長

今手元に資料がありませんので内容については確認して回答いたします。実施回数につきましては、9月末の時点で7回となっています。総合教育センターが開催しています。

○齋藤委員

後で教えてください。お願いします。

<保健体育課からの回答>

校長、教諭、栄養教諭、学校栄養職員等を対象に食に関する指導研修講座を開催し、「食中毒等事故発生時の対応について」などの講義を行っています。

栄養教諭・学校栄養職員に関しては新採用職員研修・経験者研修と題し年次研修を開催し、「学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理」や「安全で安心な学校給食の提供」などの講義を行っています。また、調理員を対象に学校給食調理員研修講座を開催しています。

○木村会長

はい、ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。萩原委員お願いします。

○萩原委員

質問ではなく意見になります。今、議論を聞いていて、この「かながわ食の安全・安心行動計画（令和6年度版）」は何に使うものかと考えました。公表するという事なので、県民の方に伝えるコミュニケーションツールであると考えています。委員の方々が質問されたことの多くが、何でそのような行動計画を立てたのかという理由を聞かれていたと思います。なぜ検体数を減らしたのか、なぜ放射性物質の検査をやめたのかといった内容でした。「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」は、令和4年度から令和6年度の3ヵ年計画になっていますが、今の時代は状況がどんどん変わっています。コロナのこと、産地偽装もあり、新たなリスクが見つかるということもあるので、例えば、「かながわ食の安全・安心行動計画」の1ページ目に「I かながわ食の安全・安心行動計画（令和6年度版）位置付け」の記述がありますが、ここに事実認識として、こんな時代の変化、環境の変化がありましたとか、こういうリスクが高まりましたとか、こういうリスクがなくなりましたとか、学校給食の現場ではこのような変化ありました、だからこうするといったような記載をすると良いと思いました。先ほど、と畜場の話もありましたが、すごくよく分かりました。総花的にやるのではなく、重要なことにマンパワーを注力するという考え方だと認識しました。文字にすると、1人歩きするので難しい点はあると思いますが、行動計画の最初に、3ヵ年の中で、今の環境の変化をこのように捉え、

こういうところにマンパワーを注力していきたいとか、結果としてこういうふうにしたとか書いてあると良いと思います。場合によっては、事業体系図に書かれている各項目のところ、こういう環境変化に対してこういう方向転換したという記述があると、素人でも、だからこうなのかと分かるような気がします。言いたい放題申し上げました。やる方は大変だという話ですので、何かの参考にしていただければと思います。以上です。

○木村会長

はい、貴重な御意見だと思います。ありがとうございます。県民が見たときに素朴な疑問として、例えば、検査件数を減らしたとか、そういうようなものについてももう少し分かりやすいような書きぶりが必要なのではないかとということです。個別の項目でなくても、序文のところ、数を減らすことにあたっての考え方としては、合理的なリソースの配分等を考えましたということがあると、全体的にも分かるかもしれません。何かもう少し工夫はないですかというような御意見です。今すぐお答えできないと思いますので、今後の参考にしていただければと思います。はい、ありがとうございます。時間が押してまいりましたので、まだ御意見があるかもしれませんが、ここで先に進めさせていただきたいと思います。欠席の委員から御意見ございましたでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

欠席の委員からは御意見はいただいておりません。

○木村会長

はい、ありがとうございます。それでは、本日のこの意見につきましては、当局において来年度の行動計画の策定にあたり検討いただくようお願いいたします。では続きまして、報告事項に移ります。神奈川県食の安全・安心審議会委員の公募について事務局から説明をお願いいたします。

○生活衛生課 國友技幹

はい。資料3と本日お配りしましたリーフレットを御覧ください。12月12日から次期食の安全・安心審議会の公募委員の募集をしていますので、御報告します。募集委員の人数は3人程度です。対象者ですが、令和4年4月1日から、民法の改正により成人年齢が引き下げられたことから、任期始期における年齢が、満18歳以上の方を対象にしています。県内に在住または在勤、在学している方で、日本語を話せば外国籍の方も対象です。県職員、県職員であった方、県議会議員の方、県の附属機関の委員を4機関以上就任されている方は対象外としています。任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。応募方法は、期間内に申込書と意見書を郵送、ファックスまたは電子申請により御提出いただきます。書類選考後、面接を行い決定します。募集期間は12月12日火曜日から来年の1月15日月曜日までです。県民に広くお知らせするため、県のたより12月号に記事を掲載した他、県内すべての市町村と関係団体へリーフレットを送付して周知を依頼しました。また、県の食の安全・安心ホームページへの掲載の他、かながわ食の安全・安心のX（旧Twitter）や、かながわ男女共同参画センターのメールマガジンである「かなテラス通信」でも発信しております。反響もいただいております。すでに4名の方から応募がありました。他にもお問い合わせを数件いただいております。もし、お近くに御興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお声掛けをしていただけ

ればと思っております。報告は以上になります。

○木村会長

どうもありがとうございました。これについて何か御質問はございますか。では事務局、この件について欠席の委員から御質問等がございましたでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

欠席の委員から御質問はいただいておりません。

○木村会長

はい、分かりました。いろいろな御意見いただきまして、ありがとうございました。事務局からその他に何かございますでしょうか。

○生活衛生課 國友技幹

はい。議事録の作成につきまして、年明けになりますが、御出席いただいた委員の皆様に改めて確認等をお願いさせていただく予定でございます。任期満了後に御負担をお掛けしてしまい、申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○木村会長

ありがとうございます。以上で本日予定しておりました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○大島生活衛生課長

長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。本当にたくさんの御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえまして、分かりやすい表現の仕方ですとか、メッセージの伝え方を改めて検討していきたいと考えております。それではこれもちまして、令和5年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会いたします。皆様方におかれましては、今後とも、かながわの食の安全・安心確保の推進について、御助力賜れますと幸いです。本日は誠にありがとうございました。